

第二六回

参第五号

公共企業体等労働関係法等の一部を改正する法律（案）

（公共企業体等労働関係法の一部改正）

第一条 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）の一部を次のように改正する。

第四十条第一項第一号中「第百一条第三項」の下に「、第百二条」を加える。

（公職選挙法の一部改正）

第二条 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項第五号を同項第六号とし、同項第四号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二項第二号に掲げる者（同法第四条第一項但書に規定する者を除く。）

第八十九条第三項中「、第四号及び第五号」を「及び第四号から第六号まで」に改める。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

理 由

公共企業体等労働関係法の適用を受ける五現業職員については、その職務等の特殊性にかんがみ、政治活動の制限をはずす必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。